

10. 歴史的町並み及び集落景観の保全



基本方針

室町時代後期に寺内町として成立し、江戸時代の貴重な町家と町並みとその姿をとどめている「今井町」や伊勢街道（旧横大路）と中街道（旧下ツ道）の交差点に発達した「八木札の辻」、大和盆地に見られる特徴的な集落である「環濠集落」等、今日まで受け継がれてきた貴重な歴史的町並みを保全し、修復すること、また、それらの良好な魅力ある景観を次の世代へと引き継いでいくことを目指します。

今井町重要伝統的建造物群保存地区においては、文化財保存修理事業、

国・県の補助による街なみ環境整備事業及び補助金助成制度の活用や各種団体との協調により、歴史的な町並みの保全と活用を図り、住民主体の賑わいのあるまちづくりを進めます。

また、町並景観・集落景観を保全するため、景観形成に関するまちづくりの指針として策定された「橿原市景観形成ガイドプラン」に基づき、市民・事業者・市が協働して、「景観法」や「橿原市景観条例」に盛り込まれている景観施策を展開します。

現状と課題

今井町は、平成5年に「重要伝統的建造物群保存地区」の選定を受けました。これにより、国土交通省や文化庁の各事業の採択を受け、事業計画を作成し、これに基づいて地区内の住民組織や建築活動との協調を図りながら、文化財保存修理事業や街なみ環境整備事業を進めています。

今井町の歴史的町並みを保全するためには、生きた歴史的な「まち」とあるという観点から、住環境の整備、空き家・空き地の対策、防災上の配慮が必要であり、これらを住民の合意を得ながら進めていくことが必要となっています。

近年の開発等が、「八木札の辻」地区等の歴史的町並みや田園風景と調和した環濠集落等の良好な景観に影響を与えているところも見られます。今後は、地域の特性に配慮した景観形成の施策として、橿原市景観条例による景観形成推進地区の指定に向けた取組を行うことが必要となっています。

施策指標

指標名	実績値			目標値
	H16	H17	H18	H24
今井町重要伝統的建造物群保存地区内街なみ環境整備事業進捗率	76%	78%	80%	100%
今井町重要伝統的建造物群保存地区内修理・修景件数	220件	226件	233件	275件

今後の取組

1 住環境の整備

今井町重要伝統的建造物群保存地区内の整備はほぼ完了しましたが、今井町の玄関口に当たる今井東地区の電線地中化及び道路整備が未着手であり、早期の事業化に取り組めます。

●今井東地区周辺整備事業

2 町並み保存の整備

保存地区内の建物の修理・修景等について補助を行っています。対象建物が数多くあるため長期的に取り組んでいきます。

●修理・修景事業

3 空き家・空き地対策

保存地区内の空き家化・空き地化が進行しているため、所有者の理解と協力を求め、またNPO等による技術的な助言や援助・提案により安定した借家経営を促進し、歴史的な町並み保全の推進と活用を図ります。

●空き家・空き地対策事業

4 防災事業の推進

保存地区内は木造住宅密集地域であり、防災事業計画により防災小屋や防火水槽等の防災施設の整備を進めていますが、自主防災会を中心にして、より一層防災意識の高揚を図ります。

●防災事業

5 地域の特色ある歴史的町並み景観の保全

伊勢街道（旧横大路）と中街道（旧下ツ道）の交差した地域に発展してきた「八木札の辻」地区等の歴史的な町並み景観や、田園風景等と調和した環濠集落等の集落景観等が見られる地域において、それらの地域の特色ある景観の形成を推進するために、橿原市景観条例に位置付けられている景観形成推進地区の指定に向けた取組を推進します。

●景観形成推進地区の指定

市民等との役割分担

市民は、良好な景観の保全・形成に関する理解を深め、自らがその主体であることを認識し、積極的な役割を果たすように努めるとともに、市が実施する施策に協力することが期待されます。また、市民及び事業者等は土地の利用等の事業活動に関し、その施設や事業活動自体が景観の保全・形成に及ぼす影響について配慮し、自ら保全に努めるとともに、市が実施する施策に協力することが期待されます。